

八代市身体障害児（者）訪問入浴サービス事業について

事業の内容

在宅で入浴が困難な重度の障がい児（者）のご家庭を訪問し、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

対象となる方

自宅で入浴することが困難な身体障がい児（者）で、身体が虚弱又は寝たきり等のため日常生活を営むのに支障がある方。かつ次の項目に該当する方。

- ① 八代市に居住している者
- ② 医師が入浴可能と認めた者
- ③ 介護保険サービスの対象にならない者

例）訪問系・日中活動系サービスにて入浴の支援を受けることができない。

- ・浴槽が狭い、深い等で自宅の浴槽を使ってヘルパーの支援が難しい。
- ・施設での受け入れができない。

利用回数

原則として週 3 回まで。

利用者負担

A 生活保護世帯	0 円
B 市民税非課税世帯	0 円
C 市民税課税世帯	1 回につき利用料の 5%を自己負担

※「世帯」の範囲について

18 歳以上・・・利用者本人及び同じ世帯の配偶者

18 歳未満・・・住民票上の世帯

ご利用方法

ご利用前に障がい者支援課へ申請が必要です。更新時も同様の申請が必要になります。

【申請に必要なもの】

- ① 八代市地域生活支援事業利用申請書
- ② 医師の診断書
- ③ 入浴誓約書
- ④ 本人の個人番号カード又はマイナンバー通知カード
- ⑤ 代理申請の場合は、代理人の身分証明証（写真付きなら１点、写真なしは２点必要）
と代理であることが確認できるもの（本人の健康保険者証や障害者手帳等）

申請後の流れ

